

～交通事故シラズの吉田町にしよう～

発行：吉田町役場防災課 地域安全部門

電話：33-2134

令和4年4月発行

※静岡県警察より情報提供を受けて発行しております。

交通安全情報

4月からはじまる新生活。通勤、通学は自転車という方もいるのではないのでしょうか？

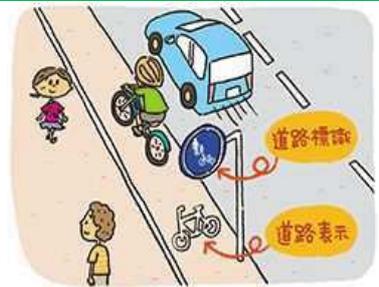
自転車は幼児から高齢者まで幅広い世代が利用する便利な乗り物です。しかし、ルールを無視した危険な運転による交通事故も発生しています。そこで自転車を安全に利用するルールを紹介します。

自転車安全利用五則

●その1「自転車は、車道が原則、歩道は例外」

例外は次のような場合です

- (1) 道路標識や道路標示で指定された場合
- (2) 運転者が13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者、身体の不自由な方の場合
- (3) 車道や交通の状況からみてもやむを得ない場合
(道路工事や交通量が多く、接触事故の危険がある場合)



●その2「車道は左側を通行」

自転車は車道の左側に寄って通行しなければなりません。右側通行は禁止されています。

●その3「歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行」

歩道は歩行者優先です。自転車および歩行者専用標識のある歩道を自転車で通行するときは、車道寄りを徐行しなければなりません。歩行者に配慮したやさしい運転を心がけましょう。



●その4「安全ルールを守る」

夜間はライト点灯、飲酒運転・二人乗り・並進は禁止、信号を守る、交差点での一時停止と安全確認



●その5「子どもはヘルメットを着用」

保護者は、13歳未満の子どもが自転車を運転するときや、幼児を幼児用座席に乗せて運転するとき、確実にヘルメットを着用させましょう。



静岡県自転車条例

さらに静岡県では静岡県自転車条例義務化項目として

① 自転車保険加入義務化(自転車に乗る全ての方が対象です!)

自転車による事故でも、自転車の運転者に多額の損害賠償が生じる恐れがあります。

② 乗車用ヘルメット着用義務化(児童・中学生の自転車通学時)